

札幌市環境影響評価条例に規定する技術指針の変更について

1 技術指針とは（条例第5条関係）

- (1) 条例の規定による環境影響評価等の手続きが適切に行われるための技術的な指針。
- (2) 科学的知見に基づき、札幌市の自然的・社会的条件を考慮して、環境影響評価の項目、項目ごとの調査、予測及び評価の手法を定めている。
- (3) 策定者は市長。策定、変更するときは、あらかじめ札幌市環境影響評価審議会の意見を聴かなければならないこととされている。
- (4) 現行の技術指針は平成12年5月31日策定。平成22年3月24日変更。

2 技術指針変更の必要性

- (1) 札幌市環境影響評価条例・規則の改正予定に伴い、規定すべき事項を整備する。
- (2) 「札幌市環境影響評価条例改正のあり方」の検討の際に、技術指針において規定することが望ましいとされた事項について、検討を行う。
- (3) 法対象事業の技術指針について、「環境影響評価の基本的事項（環境省告示）」が平成24年4月2日に改定され、「技術指針等を定める主務省令」が平成25年4月に改定されたが、法制上、市条例はこれに準ずる必要はないものの、技術的な指針が法・条例の違いにより異なることは、環境影響評価手続きに際し混乱を生じるおそれがあるため、主務省令との整合等について検討を行う。

3 変更を検討する事項

- 配慮書手続きについて
- 風力発電所の環境影響評価項目等について
- 事後調査の必要性の考え方について
- 環境影響評価図書のわかりやすい公表について
- 「技術指針等を定める主務省令」で改定された事項について

4 変更スケジュール（予定）

	審議日程	検討内容
1	4月19日（金）	事後調査の必要性の考え方について 環境影響評価図書のわかりやすい公表について
2	6月上旬	配慮書手続きについて 風力発電所の環境影響評価項目等について
3	6月下旬	主務省令で改定された事項について

*スケジュールは審議の状況、他の案件の状況によって見直しすることがあります。